

米子市民間委託等推進計画

平成18年3月27日策定

1 趣旨

本市においては、市民サービスの向上及び効率的な行財政運営を図る観点から、今後、事務事業の民間移管、民間委託、廃止及び効率化並びに指定管理者制度の適用（以下「民間委託等」という。）をより一層推進することとし、その基本方針として、「民間委託等推進に係る基本方針（以下「基本方針」という。）」を平成17年7月に決めました。

この度、基本方針に基づく民間委託等を計画的に推進していくため、この「米子市民間委託等推進計画（以下単に「計画」という。）」を策定しました。

今後は、計画に基づき、実施可能なものから、順次、民間委託等を推進していきます。

なお、計画の策定に当たっては、「米子市職員定数算定業務（事務量調査）の結果（平成17年3月）」を踏まえるとともに、定員適正化計画との整合を図っています。

また、計画は、平成18年3月に策定した「米子市行財政改革大綱・実施計画」の実施項目としても位置づけています。

2 計画期間等

計画の期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間とします。

また、計画は、毎年度、継続的に事務事業の総点検を行うことにより、新たに民間委託等を推進すべき事務事業を検討し、その検討状況に基づき見直しを図ります。

3 計画内容

(1) 事務事業の民間移管の推進

| 所管課 | 事務事業名 | 方針 | 実施予定年度 | | | | | |
|-------|-----------|--|--------|----------|----|----|----|--|
| | | | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | |
| 児童家庭課 | 公立保育所運営事業 | 平成18年度において公立保育所民間移管推進計画を策定し、平成20年度を目途に、段階的に、民間移管を実施する。 | | 計画 策定 | | | → | |

(2) 事務事業の民間委託の推進

ア 計画期間中に民間委託を実施する事務事業

| 所管課 | 事務事業名 | 方針 | 実施予定年度 | | | | |
|--------------|---------------------------|--|--------|----|----|--------|----|
| | | | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 総務課 | 庁舎管理業務 | 平成 20 年 4 月から民間委託を実施する。 | | | | ○ | |
| 財政課 児童家庭課 | 公用車運転（あかしやバスを含む。）及び維持管理業務 | 平成 20 年 4 月から民間委託を実施する。 | | | | ○ | |
| 保険課 | 老人医療診療報酬明細書並べ替え業務 | 平成 18 年 4 月から民間委託を実施する。 | | ○ | | | |
| 商工課 | ファミリーサポートセンター運営事業 | 平成 18 年 4 月から民間委託を実施する。 | | ○ | | | |
| 学校教育課 | 中学校・英語指導助手設置事業 | 平成 17 年 8 月から民間委託を段階的に実施する。 | —————→ | | | | |
| 環境事業課 | 分別収集業務（直営部分） | 平成 20 年 4 月から、現在直営で運営している業務の民間委託を段階的に実施する。 | | | | —————→ | |
| 学校給食課 | 学校給食運営業務 | 平成 20 年 4 月から民間委託を段階的に実施する。 | | | | —————→ | |
| 児童家庭課 | 公立保育所調理業務 | 平成 20 年 4 月から民間委託を段階的に実施する。 | | | | —————→ | |

イ 計画期間中に民間委託の実施を検討する事務事業

| 所管課 | 事務事業名 | 検討内容 |
|----------|----------------------------|---|
| 各 所管課 | 定型的業務 | 電算入力業務、証明書発行、定型書類処理、文書の封入業務等の定型的業務について、事務の効率化を図る観点から民間委託の実施について検討する。 |
| 施設課 | 公共下水道事業・施設維持管理事業（処理場・ポンプ場） | 下水道施設保守管理事業に従事している専門職職員の大量退職に備え、将来の保守管理事業のあり方を検証した上で、民間委託の実施について検討する。 |
| | 公害対策事業（悪臭検査） | |
| | 農業集落排水事業・処理施設維持管理事業 | |
| | 旭が丘・流通業務団地処理場維持管理事業 | |

(3) 事務事業の廃止及び効率化

| 所管課 | 事務事業名 | 方針 | 実施予定年度 | | | | |
|-----|----------|---|--------|----|----|----|----|
| | | | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 市民課 | 市営葬儀事業 | 平成 18 年 10 月をもって市営葬儀事業を廃止する。 | | ○ | | | |
| 庶務課 | 学校施設管理業務 | 学校施設管理業務に従事する学校主事（正規職員）を、平成 19 年 4 月から段階的に非常勤化する。 | | | → | | |

(4) 指定管理者制度の適用

| 所管課 | 事務事業名 | 方針 | 実施予定年度 | | | | |
|-----|--|------------------------|--------|----|----|----|----|
| | | | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 文化課 | 山陰歴史館運営事業 | 平成18年4月から指定管理者制度を適用する。 | | ○ | | | |
| 文化課 | 福市考古資料館 運営事業 | 平成18年4月から指定管理者制度を適用する。 | | ○ | | | |
| 商工課 | 勤労青少年ホーム 運営事業 | 平成19年4月から指定管理者制度を適用する。 | | | ○ | | |
| 体育課 | 市民体育館、地区体育館（淀江体育館を除く。）、弓道場、武道館、東山合宿所 運営事業 | 平成19年4月から指定管理者制度を適用する。 | | | ○ | | |

4 計画期間における民間委託等推進に係る定員適正化目標数値及び推進後の経費試算

(1) 定員適正化を伴う事務事業

| 事務事業名 | 適正化目標人数 | 民間委託等を推進した場合の経費 試算：単年度試算（単位千円） |
|---------------|---------|-----------------------------------|
| 公立保育所運営事業 | 6名 | ▲10,006 |
| 庁舎管理業務 | 1名 | 4,560 |
| 公用車運転及び維持管理業務 | 5名 | ▲26,585 |
| 分別収集業務（直営部分） | 19名 | ▲89,204 |
| 学校給食運営業務 | 37名 | ▲118,291 |
| 公立保育所調理業務 | | |
| 市営葬儀事業 | 3名 | ▲15,286 |
| 学校施設管理業務 | 19名 | ▲105,830 |
| 市民体育館等管理運営業務 | 1名 | ▲1,668 |
| 合計 | 91名 | ▲362,310 |

※経費の比較については、全て一定の前提条件を設定し試算をしている。

※定数内職員適正化目標値については、当該事務事業に従事する定数内職員の目標数値である。

(2) 定員適正化を伴わない事務事業

| 事務事業名 | 民間委託等を推進した場合の経費 試算：単年度試算（単位千円） |
|-------------------|-----------------------------------|
| 老人医療診療報酬明細書並べ替え業務 | ▲1,447 |
| ファミリーサポートセンター運営事業 | ▲29 |
| 中学校・英語指導助手設置事業 | ▲3,684 |
| 合計 | ▲5,160 |

※上記事務事業については、担当職員の事務軽減分の経費については、計上していない。

5 民間委託推進に係る長期的な財政効果試算

(単位：千円)

| 事務事業名 | 平成21年度累計 | 平成27年度累計 |
|----------------|----------|------------|
| 公立保育所運営事業 | 80,044 | 426,904 |
| 庁舎管理業務 | 25,796 | 103,184 |
| 公用車運転及び維持管理業務 | 30,210 | 120,840 |
| 分別収集業務（直営部分） | 138,436 | 553,744 |
| 学校給食運営業務 | 380,430 | 1,521,720 |
| 公立保育所調理業務 | | |
| 市営葬儀事業 | ▲45,854 | ▲137,574 |
| 学校施設管理業務 | 157,776 | 473,328 |
| 市民体育館等管理運営業務 | 20,010 | 60,030 |
| 民間委託等実施経費（小計A） | 786,844 | 3,122,176 |
| 定員適正化人件費削減額（B） | ▲733,744 | ▲5,803,248 |
| 合計（A+B） | 53,100 | ▲2,681,072 |

【注】

民間委託等の推進に係る財政効果は、定員の適正化が推進された場合に実質的な効果が生じることとなる。

本市においては、10年間の長期の定員適正化目標（10年間で141名の減）を定めており、その定員適正化目標を前提に試算をしている。

なお、ここでの試算は定員適正化を伴う事務事業のみの試算としている。

※早期退職制度の導入を前提にした試算

(単位：千円)

| 事務事業名 | 平成21年度累計 | 平成27年度累計 |
|------------------|------------|------------|
| 民間委託等実施経費（A） | 786,844 | 3,122,176 |
| 定員適正化人件費削減額（B） | ▲1,083,940 | ▲6,703,752 |
| 早期退職制度実施に伴う経費（C） | 74,376 | 74,376 |
| 合計（A+B+C） | ▲222,720 | ▲3,507,200 |